

## **[事案 28-2] 保険料割引請求**

・平成 28 年 7 月 4 日 和解成立

### **<事案の概要>**

設計書に記載された主契約払込満了後の特約一括保険料により、特約を継続することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成元年 3 月に契約した終身保険について、以下の理由により、設計書に記載された一括保険料により、特約を継続してほしい。

- (1) 特約一括保険料が、設計書に記載の金額から変更となったことは、一度も連絡を受けていない。
- (2) 約款記載の「会社の定めるところ」というのは、主契約払込満了時との記載はないので、設計書に記載した金額が会社の定めるところと解釈できる。
- (3) 設計書には、今後変更となる旨の注意文言の記載がない。
- (4) ご契約内容のお知らせやその他通知物にも変更になった旨の記載はなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 会社所定の利率に関しては、平成 25 年 2 月に、金融庁へ前納割引率の変更を届け出たが、実際の払込時に適用される前納割引率のため、この時点では契約者には連絡はしていない。
- (2) 他の保険契約と同様に、保険料額の算定について、約款にある「会社の定めるところ」にもとづく旨で契約が成立したものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。